



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
HP URL <https://tax-aozora.com>

9月1日は防災の日です。大雨等による災害が発生しやすい季節です。自社の防災対策が十分かどうか、今一度見直してみたいはいかがでしょうか。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせ下さい。

## どこが変わる？ 所得税徴収高計算書（納付書）の様式

令和 8 年 9 月 24 日から、税務署の窓口で配付される「所得税徴収高計算書（納付書）」の様式が変わる予定です。給与や退職金、報酬等の源泉所得税について納付書を使用している事業者は、事前に主な変更点を確認しておきましょう。

### ◆主な変更点◆

様式の主な変更点は、次のとおりです。

- 「納期等の区分」欄等に元号の記載欄が追加
- 「徴収義務者」欄に郵便番号・フリガナの記載欄が追加
- 「整理番号（8桁）」が「お問い合わせ番号（13桁）」に変更
- 二次元コードの追加（これを読み取っての納付は不可）

### ◆窓口配付用は単票式に◆

税務署窓口配付用は、右イメージ画像のとおり、**A4サイズの単票式へ変更**予定です。なお、年末調整時期に税務署から送付されるものは、引き続き複写式となる予定です。

### ◆主な留意点◆

単票式を利用する際の主な留意点は、次のとおりです。

- 切り離さずに金融機関等へ提出すること
- 変更後の様式には「防衛特別所得税」の記載があるが、令和8年12月以前に生じた所得には防衛特別所得税が課されないため、その場合は「源泉所得税及び復興特別所得税」として取り扱うこと
- 同じ記載事項を何回も記載する必要がある（印字できるツールが国税庁ホームページに掲載予定）

【単票式／給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用（毎月納付用））（イメージ画像）】

画像出典：国税庁「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用（毎月納付用））」一部編集

なお、現在使用されている「整理番号」欄のある従来様式の納付書は、令和 10 年 9 月頃まで使用できる予定です。お手元にある納付書は、引き続き使用することができます。

参考：国税庁 HP「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm>

## お 仕 事 備 忘 録

- 1. 社会保険料 定時決定結果の反映**…7月に提出した算定基礎届に基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を適用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料納付は、9月分（10月末納付分）からです。従業員の給与から控除する社会保険料の変更タイミング（翌月控除、当月控除）については各社で取扱いをご確認ください。
- 2. 地域別最低賃金の改定額の公示**…2026 年度の地域別最低賃金が公示される時期です。都道府県により、改定額と発効月日が異なります（10月1日以降に発効）。自社の従業員について、最低賃金を下回る設定になっていないか調べておきましょう。
- 3. 障害者雇用支援月間**…9月は障害者雇用支援月間です。2026年7月以降、障害者の法定雇用率は2.7% に引き上げられました。従業員を37.5 人以上雇用している事業主は、障害者を1人以上雇用しなければなりません。法定雇用率を満たしていない企業では、障害者雇用に向けて採用活動を強化していきましょう。
- 4. 交通安全の啓発**…秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、多くの地方自治体では自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定めています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底と保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

# インボイスの 8 割控除、10 月からは 7 割控除へ

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者（以下、免税事業者等）からの課税仕入れについては、経過措置により一定割合の控除が認められています。  
この控除できる割合が、令和 8 年 10 月 1 日から引き下げられます。



## ◆控除できる一定割合◆

免税事業者等からはインボイスの交付が受けられないため、納付すべき消費税額の計算上、その課税仕入れは原則として仕入税額控除が適用できません。しかし、経過措置が設けられており、下図のとおり一定の期間において、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を控除することができます。

## ◆8 割 → 7 割へ◆

令和 8 年 9 月 30 日までは、仕入税額相当額の 8 割が控除できます。この割合が、令和 8 年 10 月 1 日からは 7 割へ引き下げられます。

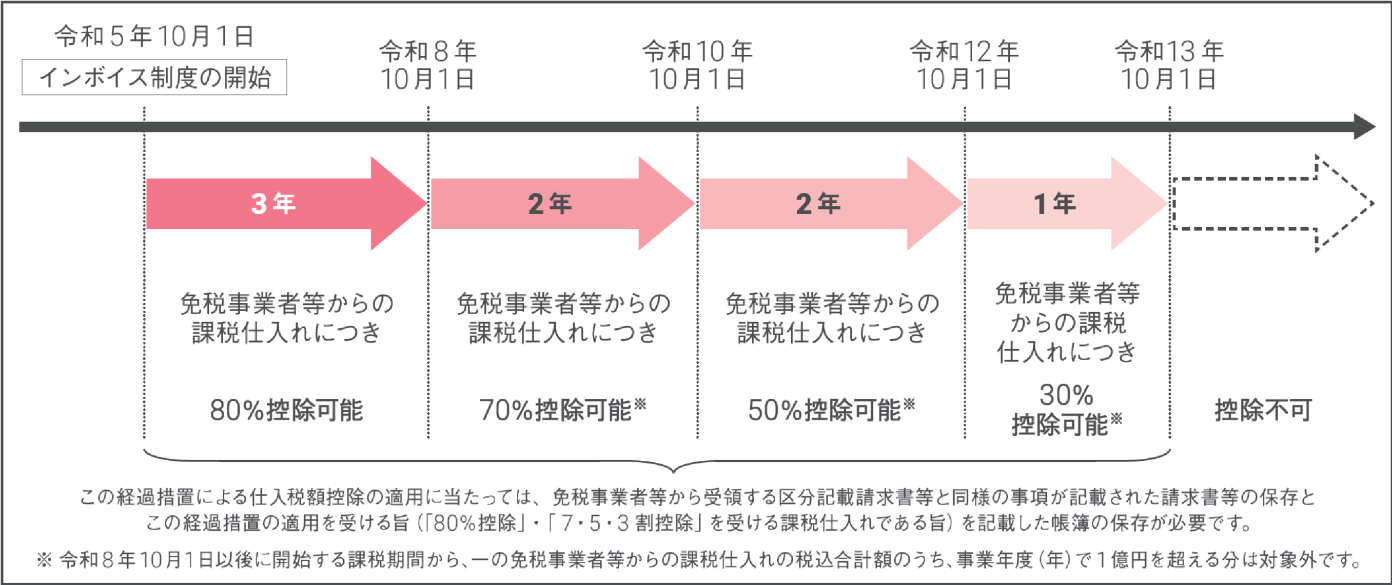
## ◆10 月 1 日前後の取引に注意◆

経過措置の適用において用いる割合は、課税仕入れの時期で判断します。その原則は、下表のとおりです。10 月 1 日前後の取引は、その判断を誤らないように注意が必要です。

|        | 課税仕入れの時期（原則）   |
|--------|----------------|
| 役務の提供  | 約した役務の全部が完了した日 |
| 資産の譲受け | 引渡しがあった日       |

なお、短期前払費用として支払額全額を支払った日の属する事業年度（年）に費用処理しているときは、消費税の取扱いも原則とは異なり、支払った時点での割合を適用することができます。

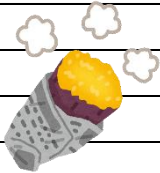
[ 免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除（時系列） ]



出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -（令和 8 年 5 月改訂）」一部編集

参考： 国税庁「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A（平成 30 年 6 月）（令和 8 年 5 月改訂）」、「適格請求書等保存方式の概要 - インボイス制度の理解のために -（令和 8 年 5 月改訂）」

| お仕事カレンダー                                                                  |                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 台風シーズンです。防災や安全対策の見直しを図るとともに、納期遅れなどのトラブルに備えた整備（取引先への連絡手段、代替手段など）もしておきましょう。 |                                                                                    |
| 9月10日(木)                                                                  | ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(8月分)                                                  |
| 9月30日(水)                                                                  | ●7月決算法人の申告・納税、1月決算法人の予定納税申告・納付期限<br>(前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) |
|                                                                           | ●1月・4月・10月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限<br>(直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)                  |
|                                                                           | ●健康保険・厚生年金保険料の納付期限(8月分)                                                            |
|                                                                           |                                                                                    |



(出典：MyKomon)